

財務省告示第二百五十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十一年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年七月三十一日

財務大臣 与謝野 馨

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	・六ートン
四	一一、一三五トン
五	三五九トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
五二トン	一五八トン	二、七二九トン	二七、二七六トン	二、七三八トン	二五九トン	一五二、五七六トン	四五三、九九六トン	一、三五九、九七〇トン	一七、五六二トン	一二四トン	五四六トン	六、三六九トン	・三二トン	二・〇四トン	四トン

二九	一六二トン
二八	一トン
二七	一、七七七トン
二六	九一四トン
二五	トン
二四	九トン
二三	九二四トン
三三	一五四トン
三一	六、七二二トン